

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によつて、広島圏都市計画道路一・四・九〇一号東広島呉自動車道及び三・二・九〇三号本通仁方線を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定によつて、都市計画の案を縦覧に供する。

なお、この都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに広島県に意見書を提出することができる。

平成二十七年一月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 都市計画の種類及び名称

広島圏都市計画道路一・四・九〇一号東広島呉自動車道

広島圏都市計画道路三・二・九〇三号本通仁方線

二 都市計画を変更する土地の区域

呉市郷原町字岩山、字岩山附、字半助谷、字東横尾、字打田ヶ原、字笠松、字梨ヶ峠、字東遅越、字山王、字小屋床、字時不知、字烏帽子岩、字跡ヶ坂、字大積山、字小滝西平、字上川向、字下川向、字小滝東平、字小滝谷、字小浜平、字堅ヶ迫、字門ノ口、字天狗迫、字町字中横路、字前ヶ峠、字紅鶴岩、字持居崎、広横路一丁目、二丁目、阿賀中央四丁目、五丁目

三 都市計画の案の縦覧場所

広島県土木局都市計画課、呉市都市部都市計画課、呉市広支所、呉市阿賀支所、呉市郷

原支所

四 縦覧期間

平成二十七年一月五日から平成二十七年一月十九日まで